

4 申請事由の詳細（該当する番号に○）

譲渡人（貸人）の事由				譲受人（借人）の事由	
1	自作地相互の交換	13	同一世帯内での生前贈与	後継者へ一括	1 自作地相互の交換
2	参加農事組合法人への出資	14		後継者へ部分	2 経営規模の拡大
3	経営移譲年金受給のため	15		新しく分家させるため	3 受贈（経営継承人等）
4	農業廃止	16		その他の世帯員へ	4 基盤強化法期間満了
5	兼業のため経営縮小	17	すでに分家しているものへ贈与	5 その他（ ）	
6	高齢化による経営縮小	18	相手方の要望		
7	病気等で労力不足	19	農業協同組合が信託財産を処分するため		
8	耕作不便又は低生産地のため				
9	資金が必要なため	営農資金	20 農地保全合理化法人が信託財産を処分するため		
10		農業経営上の負債整理			
11		結婚・分家・相続等	21 基盤強化法期間満了		
12		生活・住宅新改築資金	22 その他（ ）		

5 その他参考となるべき事項

（記載要領）

- 申請者の氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）を自署する場合においては、押印を省略することができます。
- 法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載し、定款又は寄付行為の写しを添付（独立行政法人及び地方公共団体を除く。）してください。なお、農事組合法人以外の法人の場合は、主たる業務の内容について、5「その他参考となるべき事項」に記載してください。（市町村、農業協同組合及び農地保有合理化法人を除く）
- 競売、民事調停等による単独行為での権利の設定又は移転である場合は、当該競売、民事調停等を証する書面を添付してください。
- 農業協同組合に経営を委託するに当たって権利の設定、移転が使用貸借契約に基づくものである場合には「使用貸借による権利」とし、無名契約に基づく場合は「その他使用収益権（経営の委託）」と記載すること。
- 水田裏作の目的に供するための権利を設定しようとする場合は、「3 権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容（4）事業概要」欄に、水田裏作として耕作する期間の始期及び終期並びに当該水田の表作及び裏作の作付に係る事業の概要を併せて記載してください。
- 各欄が不足するときは、適宜別紙に記載し、添付してください。
- 譲受人（借人）の方は、農地法第3条の規定による許可申請書（別添）も一緒に提出してください。